

# 岐阜県内の事業所における有害化学物質による障害予防対策の実態

主任研究者	岐阜産業保健推進センター・相談員	牧野茂徳
協同研究者	岐阜産業保健推進センター・所長	岩田弘敏
	三菱電機株式会社中津川製作所・医師	藤田節也
	岐阜大学医学部・教授	若林和夫
	岐阜大学医学部・教授	後閑容子
	岐阜大学医学部・助教授	石原多佳子
	岐阜大学医学部・講師	山田光子

## 1 はじめに

労働安全衛生法第58条では、事業者は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならないとある。岐阜県内の1,000以上の事業場で有機溶剤、鉛、特定化学物質等の有害化学物質が使用されているが、化学物質による健康障害予防対策の実態については、小規模事業場が多い岐阜県では不明である。有害化学物質による健康障害の予防対策を進める上で、実態の解明が必要である。岐阜県内の事業場における有害化学物質による障害予防対策の実態について調査したので報告する。

## 2 対象と方法

岐阜県内の化学物質を取扱っている1126事業場を対象に、平成14年10月に郵送により調査票を配布し、11月末までに調査票を回収した。調査票に回答があった事業場は526事業場、宛名不明等により返却された調査票は16事業場であった。回答のあった事業場のうち現在は化学物質の取扱いを中止した事業場が90事業場あったので、これらを除外した436事業場を解析対象とした。回収率は42.7% (436/1020)であった。調査票の内容は事業場の規模、取扱い化学物質、化学物質取扱い従事者の年齢別人数、安全衛生管理体制に関する事項、化学物質管理計画の策定、有害性等の特定及びリスクアセスメント、有害物質の代替、作業環境管理、作業管理、局所排気装置等の管理、保護具の備え付け、健康管理、労働衛生教育等である。

## 3 結果と考察

解析対象とした事業場で取扱っている化学物質は鉛15.6%、有機溶剤88.1%、特定化学物質24.8%であった。有機溶剤はトルエンが最も多く、次にキシレンであった。トルエンとかキシレンではなくシンナーと答えた事業場もあった。特定化学物質は硝酸が最も多く、次に塩化水素、クロム酸およびその塩であった。業種別では電気機械器具製造業が最も多く、次にその他の製造業、そして、金属製品製造業の順であった。規模別では50人未満と50人以上に分けると、50人未満は54.7%、50人以上は45.3%であった。労働基準監督署別では岐阜労働基準監督署管内が最も多く、次に大垣労働基準監督署管内、関労働基準監督署管内、恵那労働基準監督署管内、多治見労働基準監督署管内、高山労働基準監督署管内、八幡労働基準監督署管内の順であった。

化学物質管理計画を作成している事業場は12.4%、作成中の事業場は6.4%であった。化学物質管理指針を知っている事業場は32.8%であった。化学物質管理指針の認知度は決して高いとはいえない。化学物質による健康障害予防対策について、実施されていることがらの多いものを見ると、化学物質を事業場外へ廃棄または排出する場合、事業場外の汚染の防止に配慮している(72.0%)、保管、貯蔵、運搬において化学物質が漏れたり、こぼれることがないようにしている(71.8%)、化学物質が盗難されることのないように保管、貯蔵している(70.2%)、設備からの化学物質の溢出の事故を防止するようにしている(68.1%)等である。また、化学物質等安全データシートを活用しているのは47.0%、使用している化学物質の有害性の特定およびリスクアセスメントを実施しているのは33.0%である。労働安全衛生法に規定されている衛生管理者、産業医の選任は50人以上の事業場で、それぞれ95.9%と94.4%であ

った。鉛中毒予防規則で規定されている、局所排気装置を設けている事業場は86.8%、鉛作業主任者を選任している事業場は57.4%、鉛の作業環境測定を定期的実施している事業場は57.4%、定期健康診断を実施している事業場は82.4%であった。有機溶剤中毒予防規則で規定されている、局所排気装置を設けている事業場は86.7%、有機溶剤作業主任者を選任している事業場は93.2%、作業環境測定を定期的実施している事業場は77.3%、定期健康診断を実施している事業場は94.3%であった。特定化学物質等障害予防規則で規定されている、特定化学物質作業管理主任者を選任している事業場は88.9%、労働衛生教育を実施している事業場は83.3%、局所排気装置を設けている事業場は83.3%、作業環境測定を定期的実施している事業場は69.4%、洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備及び洗たくのための設備を設けている事業場は80.6%、作業場での喫煙および飲食を禁止している事業場は86.1%、定期健康診断を実施している事業場は82.4%であった。

事業場の規模50人未満の事業場(239事業場)と50人以上の事業場(197事業場)を比較すると、化学物質管理指針に規定されている化学物質管理計画を作成しているあるいは作成中は50人未満の事業場が低い。化学物質管理指針に規定されている化学物質による健康障害予防対策についての項目は50人未満の事業場が低い。労働安全衛生法、鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則で規定されている項目は50人未満の事業場が低い。いずれの項目も50人未満が有意に高い項目はない。

化学物質管理計画を作成していない事業場(279事業場)と作成しているあるいは作成中の事業場(82事業場)との比較をすると、化学物質管理指針に規定されている化学物質による健康障害予防対策についての項目は作成しているあるいは作成中の事業場が高い。労働安全衛生法、鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則で規定されている項目は作成しているあるいは作成中の事業場が高い。いずれの項目も化学物質管理計画を作成していない事業場が有意に高い項目はない。

表1 取扱っている化学物質

鉛	15.6%
有機溶剤	88.1%
特定化学物質	24.8%

表2 規模別の事業場の割合

50人未満	57.7%
50人以上	45.3%

表3 化学物質管理計画について

化学物質管理に関する基本方針を明らかにしてる	31.2%
化学物質管理指針を知っている	32.8%
化学物質管理計画を作成している	12.4%
化学物質管理計画を作成中である	6.4%

表4 化学物質等安全データシートの活用、リスクアセスメントの実施について

化学物質等安全データシートを活用している	47.0%
使用している化学物質の有害性の特定およびリスクアセスメントを実施している	33.0%

表5 事業場の衛生管理体制（50人以上の事業場）

総括安全衛生管理者を選任している	82.2%	衛生
管理者を選任している	95.9%	産業医を
選任している	94.4%	衛生委員会あ
るいは安全衛生委員会を		
定期的に開催している		
92.4%		